

政策資料

No.30 | 《復刊196号》
1991年10月1日

巻頭言 小野信一 1

〈特集〉

最近のソ連情勢に関する社会党の態度

- 委員長コメント 2
- ソ連の事態に対する見解 3
- ソ連の民主的秩序の回復を歓迎する 4
- ソ連に関する山花書記長コメント 5
- ソビエト情勢に関する談話 6

〈資料〉

- 米ソ首脳会談の結果について 7
- 申入れ(葉たばこ) 7
- 国連安保理における南北朝鮮の同時加盟勧告決議案の採択にあたって 8
- 老人保健改正法案に関する共同修正要求 9
- 証券取引委員会の大綱について 10
- 証券取引委員会(仮称)の大綱(案) 11

〔付属資料〕

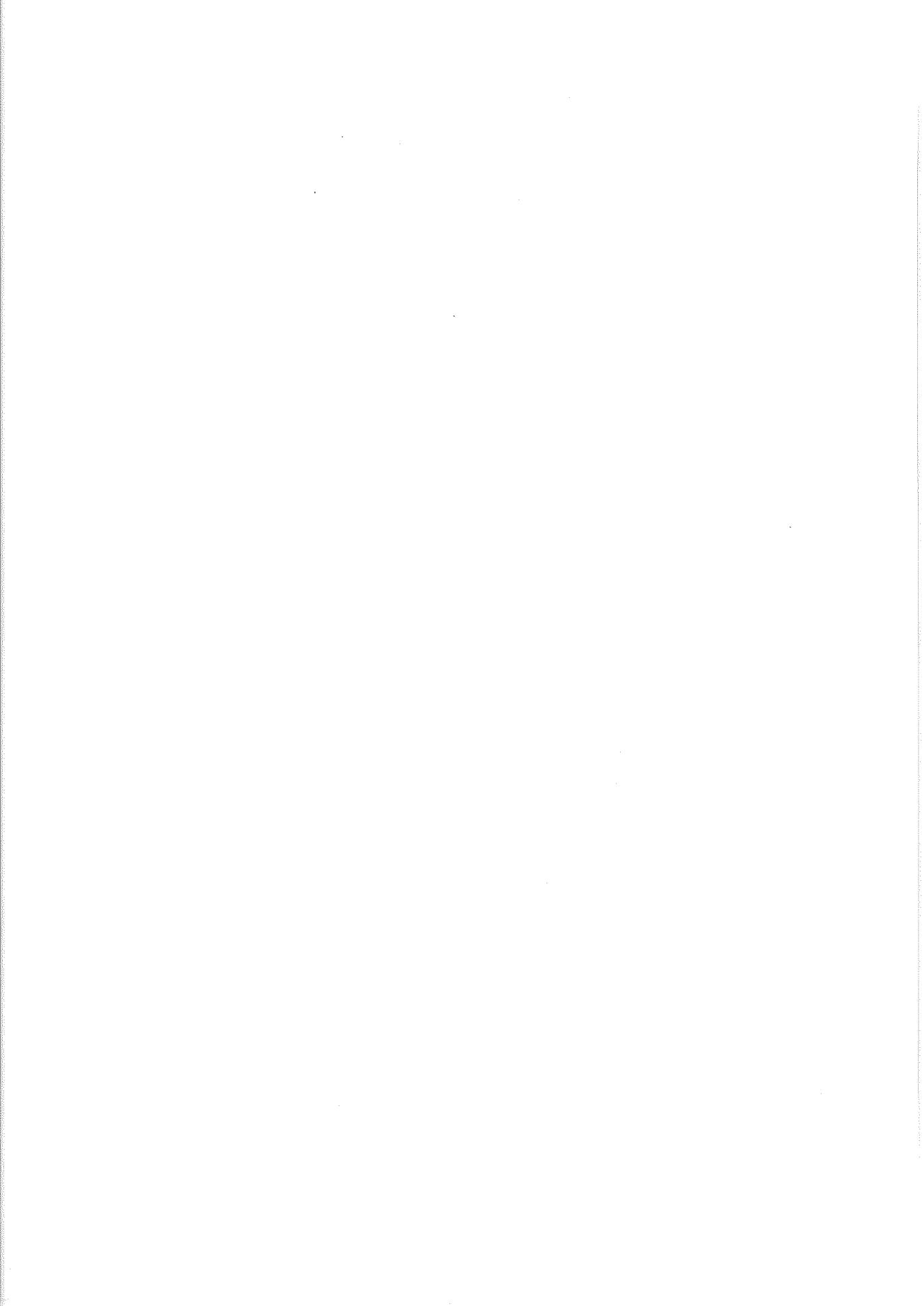
- 証券取引委員会の組織と役割 13
- 証券不祥事再発防止策の行革審答申について(談話) 14
- 政治資金収支報告の公表にあたって 14
- 政府の廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正案の問題点 16
- 廃棄物の適正処理等に関する法律案要綱 17
- 政府のPKOの方針に対する党見解 22

〔参考資料〕

- 国際平和協力に関する自・公・民の合意覚書 22
- シャドーキャビネット委員会の発足に当たって 23

今日の焦点

- 証券・金融不祥事の現段階 志賀敬 27



言頭巻



東北地方を見る

小野信一

政策審議会副会長

島です。一三・三%です。確かに、福島県は東北地方ではなく、北関東圏の特徴を備えたのです。

南東北の福島・山形・宮城の三県と、秋田・青森・岩手の三県は、経済の質が異なることが分かります。

地理的にみますと、東京を中心にして三百キロ圏は順調に発展していることです。

地域収支割合（県民総支出額に対する移出入超過額の割合）の考え方と数字を借りることとする。

一九八〇年で、入超割合が一〇%以上の大幅な赤字県は青森の一七・六%、岩手の一一・九%、秋田の一〇・三%です。

全国では北海道、高知、鹿児島

そして沖縄です。予想通りです。北三県は取り残されるようです。

そこで、県都と言えども人口が減少したのです。

だとしますと、北三県は、各県

のもつ人的・物的資源をより以上に活用して、南三県と同じように経済発展を計らなければなりません。

そこで、この現状を地域収支

が山形と宮城の両県です。

特に山形は八〇年にマイナス一九・五%だったのが、八五年には〇・二%まで縮少したのです。

出超が一〇%以上の黒字県は福

去年・平成二年度、全国四十七都道府県の県庁所在地で人口が減少したのは秋田と盛岡の両市です。盛岡市では僅か二十九名ですが、人口の増減は経済活動の直接の結果ですから、両県の経済活動は相対的にしても停滞か衰退しているのは間違いない。

わが国の経済は順調に成長しているにもかかわらず、地域格差は拡大しているのです。

東京一極集中の繁栄の裏側で地方経済の停滞は、日本経済の特徴である。

この特徴を東北六県でみると、

福島県のみなさんは「私どもは、もう東北地方ではありません、その証拠に、新幹線を利用して東京に通勤している人が大勢おり、東京のベッド・タウンです。従って、北関東圏です」と言います。

宮城県のみなさんは、百万都市仙台を作り、独特的の経済圏・文化圏を創り上げようと意気軒昂たるものがあります。

そこで、この現状を地域収支で探つてみることとする。

そこで北星学園大学・原教授の

出超が一〇%以上の黒字県は福

(おのしんいち・衆議院議員)

そこで、北海道・東北開発金融公庫の融資も、北海道、北三県と南三県に格差が必要になつたと考

特集

最近のソ連情勢に関する社会党の態度

一九九一・八・一九

委員長コメント

日本社会党委員長
田辺 誠

ことを期待する。

一、日本政府は、今回の事態を正確に分析し、各国と緊密な連絡を取り合いながら、ソ連の国内政治が安定し、改革がいっそう推進できるよう、共同行動を進める必要がある。わが党もこの視点から政府への協力を惜しまない。

一、ソ連のゴルバチョフ大統領の失脚が伝えられ、ソ連国内の一部地域に非常事態宣言が伝えられたことは、きわめて憂慮すべき事態である。いまのところ十分な情報に欠けており、ただちに的確な情報の把握に努めたい。



一、ゴルバチョフ大統領は、新思考外交とペレストロイカの推進によって冷戦から新テタンツ時代の端緒を切り開いた功労者であり、ペレストロイカと新思考外交の行方に二十一世紀の未来がかかっている。ソ連がこの路線に基づいた政策を着実に実行する

ソ連の事態に対する見解

日本社会党書記長
山花貞夫

一、ヤナーエフ・ソ連副大統領は一九日、副

大統領令として大統領権限の同氏への委譲を発表したが、その理由とされているゴルバチョフ大統領の「健康上の理由」がどのようなものであるか明らかにされず、また権力の委譲について同大統領自身の態度が不明であり、さらに非常事態宣言の憲法上の正当性、非常事態委員会の憲法上の位置付けが不鮮明である以上、わが党は今回の事態が憲法上正当な手続きを踏んだ権力委譲であると認めるることはできない。

一、今回の非常事態宣言の発令と、それに続くロシア共和国ビルへの戦車派遣によって、すでに死傷者がでたことはきわめて遺憾である。非常事態委員会はこれ以上の武力行

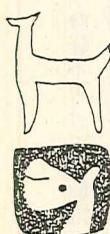
使をただちに中止すべきである。

一、非常事態委員会の決定第一号によつて、集会、デモ、ストライキの禁止、マスコミ活動の統制などが発表されたが、このような決定は国際的に認められた市民的諸権利を侵すものである。したがつて、わが党は

ヤナーエフ副大統領がただちに非常事態宣言を撤回することを強く要請する。さらに、ゴルバチョフ大統領の正確な居所を公表するとともに、同大統領に発言の機会が与えられ復権が保障されるべきである。

一、今回の事態が憲法上の根拠を欠いたものである以上、日本政府は現在の情勢が続く限りソ連に対する経済援助の実施については慎重な態度をとるべきである。また今後

の対応策については、サミット参加国をはじめアジアを含む関係各国と緊密な協議の下に進めることを求める。



ソ連の民主的秩序の回復を歓迎する

日本社会党委員長
田辺 誠

一、ソ連の一部指導者によって企てられたク

ーデターが失敗したことは、抑圧に対する自由の、独裁に対する民主主義の勝利である。

わが党は、ゴルバチヨフ大統領の復帰を全世界の人々と歓迎するとともに、クーデターの野望を挫折させる上で、エリツィン・ロシア共和国大統領をはじめ多くのソビエト民衆の示した勇気と自制、そして忍耐を心から称賛する。もはや民衆の同意と自発に基づかない権力の移動を押しつけることはできない。わが党は、今後ともいかなる国であれ非民主的な手段による政権の奪取や人権抑圧に反対していくことを明して冷戦時代を終焉させ、ペレストロイカに基づいて民主主義を推進した。ゴルバチヨ

する。

一、クーデターの失敗は、新思考外交によつた大統領の政治路線がソ連国民のなかに強く支持されていたことを示した。わが党は、ソ連国民が引き続きペレストロイカ、グラスノスチ、新思考外交を堅持して、民主主義の強化と生活の安定、世界平和の確立に向け、英知を發揮することを期待する。

一、経済困窮は民主主義を脅かす温床である。ソ連国内にインフレ、失業など民衆の生活困窮が放置されるかぎり、政治不安は続かざるをえない。西側各国は今回の政変の教訓を生かし、先のロンドン・サミットの合意を踏まえて、ゴルバチヨフ大統領の改革と開放路線を支援することが重要である。

日本政府は、「政經不可分」の原則にこだわらず、経済援助を急ぐべきである。

一、わが党は、今回の政変に際し、ゴルバチヨフ大統領の新思考外交とペレストロイカを支持する立場からの見解を表明し、ソ連大使館に対する申し入れなど迅速な行動をとってきた。わが党は、先に設置した「ソ連問題プロジェクト」を中心に今後も事態の推移を見守り、平和と軍縮、国際協調、民主化と開放を促進する立場から、社会主義インターナショナルの加盟党を含む関係諸党・組織・国との共同行動を追求する。



ソ連に関する山花書記長コメント

日本社会党書記長
山 花 貞 夫

六、わが党は、これからも社会主義インター
ナショナル加盟党を含む関係諸党・組織・
国との共同行動を追求する。

一、今回のクーデターに対するソ連国民の審

判が下ったと思う。それは抑圧に対する自由の勝利であり、独裁に対する民主主義の勝利であった。

二、今回のゴルバチョフ大統領の書記長辞任

と共産党を自主的に解散するよう勧告したと伝えられるその決断はソ連国民の審判を受け入れたものといえよう。

三、ソ連共産党はペレストロイカを支持したソ連国民の厳しい批判のもとでその歴史的役割りを終えようとしている。

四、日本社会党はすでにクーデターが伝えられた段階でソ連共産党との間の交流見合せ、（ソ連共産党が非常事態委員会の行動を支持するなら、わが党は当面ソ連共産党

との交流活動を見合わせざるをえない――
8/29社会党見解）を通告している。

現時点でのこの決定を覆す新しい状況は生まれていない。わが党は、新しい状況の下でソ連国民との幅広い交流を追求する。

五、ソ連における経済が混乱すれば政治が不安定になり、民主化をさまたげざるをえない。今週にも英國の提案で、対ソ支援に関する議題で先進七ヶ国会議が開かれると伝えられているが、日本政府はソ連の安定が世界の平和、ひいてはアジアの平和に決定的な影響を及ぼすことを考えれば、従来の「政經不可分」の原則にこだわらず西側諸国と協調して今こそ経済援助に積極的に取り組むべきである。



ソビエト情勢に関する談話

日本社会党書記長
山花貞夫

確立し積極的な役割を果たしていくために、
わが党は同組織に対し緊急会議を開催する
よう働きかける。また、党としてソ連情勢
を把握するために調査団のソ連への派遣に
ついても検討する。

一、ソ連共産の一党支配は歴史的な審判を受けた。国民の精神生活と経済活動を上から統制した一党支配は、個人の自発性と自由を尊重する民主主義に敗れ去った。民主主義のない社会主義はない。わが党

府はとくにバルト三国の承認の準備を急ぐよう強く要請する。

一、クーデターは失敗に終わったが、経済再建、政治・行政機構の再編成、社会の安定など問題は山積している。ソ連が市場経済に安定的に移行し民主主義を発展させていくために、西側諸国は大規模金融支援を含め早急に対ソ援助を強化していくべきである。とくに日本政府はこれまでの「政経不可分」の原則を転換して対ソ経済支援でリーダーシップを發揮する必要がある。また、冬の到来に備え、人道的な食糧援助の上乗せも検討すべきである。

一、急進展するソ連情勢に対して、社会主義各共和国政府とがあくまでも平和的態度を堅持することを要望するとともに、日本政



資

料



一九九一・七・三一

米ソ首脳会談の結果について

日本社会党国際局長

富塚 三夫

一九九一・八・六

も米側から対ソ経済支援が約束された。ブッシュ大統領が発表した
対ソ経済支援策は、大規模金融支援を含まなかたものの、最惠國
待遇の付与など経済困難に直面するゴルバチョフ政権を支援する意
志をはつきりと示したものである。わが党は、米ソ首脳会談で示さ
れた「新しいパートナーシップ」を日本政府が全面的に支援するた
めにも、政經不可分の原則にこだわることなく、より大胆な対ソ經
済援助に踏み出すことを要請する。

申し入れ

一、ブッシュ米大統領とゴルバチョフ・ソ連大統領は今夜（日本時
間）、米ソ両国の戦略核戦力の約三割を削減することになる戦略兵
器削減条約（START）に調印するが、この条約は米ソ両国が軍
備管理交渉史上初めて戦略核戦力の削減する歴史的な成果である。
わが党は、米ソ両国が今回のSTART調印に基づいて、さらに戦
略兵器の大幅削減のための交渉を継続するとともに、通常軍縮の促
進、武器貿易の制限・禁止、地域安保の推進、地域紛争の解決など
に向け共同のイニシアチブを発揮することを要請する。また、日本
政府は米ソの軍縮イニシアチブに応えてアジア太平洋の安全保障の
強化、軍縮のためにリーダーシップを発揮すべきである。

一、今回の米ソ首脳会談において、ブッシュ大統領は北方領土問題を
取り上げ、同問題の解決をゴルバチョフ大統領に促したことは、今
後の日ソ関係の発展に好ましい影響を与えるものとして、わが党は
ブッシュ大統領の発言を評価する。

一、今月中旬のロンドン・サミットに続いて、今回の米ソ首脳会談で

葉たばこ生産は、いま耕作者の高齢化や葉たばこ生産の先行き不安
から廃作農家が目立つて多くなっており、このままでは「地すべり的
廃作」がますます進行して、葉たばこ産地として生き残ることすら困
難な状態に追い込まれることは明らかである。日本たばこ産業株式会
社は、こうした状況を食いとめるため、昨年から「安定面積構想」を
打ちだし、経営の安定した担い手農家を育成することにしているが、
その具体的な施策が示されておらず、しかも、安定した産地が崩れて
きているなかでは、その実現も危ぶまれている。



このような事態を招いたのは、輸入たばこに対する見通しの甘さや葉たばこ生産の特殊性を考慮しないで、過剰在庫政策のみの原料対策をおこなった日本たばこ産業株式会社に責任があることはいうまでもない。

よって、わが党はかつてない葉たばこ生産の危機を克服する見地から、葉たばこ審議会ならびに日本たばこ産業株式会社に対し、左記事項を実現するよう強く申し入れる。

記

一、葉たばこ価格については、耕作者が希望と意欲をもって葉たばこ生産に従事できるよう「生産費・所得補償方式」に基づき、現行価格の引き上げを行うこと。また、品種間にある価格体系の不合理を是正すること。

一、「安定面積構想」に基づく面積を確保するための施策の具体化にあたっては、「現場主義」を基本に据え、産地の安定と人と面積を確保するため、当面の緊急措置として面積割当を達成した地域に奨励金をだせるよう「安定産地確保奨励金」（仮称）を創設するなど耕作者の意向をふまえた補助、助成を行うこと。また、新規事業に耕作者も参加し、複合経営ができるような諸施策を講ずること。

一、国産葉たばこを主原料とした製品の開発や販売の促進を行うなど、国産葉たばこの需要拡大をはかり、産地の安定化をはかるとともに、中山間地帯の地域社会と農林業の振興に努めること。

一九九一年八月六日

日本社会党

農林水産局長 谷本 雄

農林水産部会長 村沢 牧

烟作対策委員長 細谷 昭雄

葉たばこ審議会

会長 内村良英 殿

日本たばこ産業株式会社

会長 水野繁 殿

一九九一・八・九

国連安全保障理事会における南北朝鮮の同時加盟勧告決議案の採択にあたつて

日本社会党書記長
山花貞夫

一、国連安全保障理事会は八日、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の同時加盟を総会に勧告する決議案を全会一致で採択した。わが党は、この採択を歓迎し、九月の国連総会が南北朝鮮の同時加盟を正式に承認し、南北対話の前進と平和的統一への気運を高めることを期待する。

一、南北朝鮮の国連同時加盟は、世界的な冷戦終結のなかで立ち遅れていたアジア情勢にとって明るいシグナルである。わが党は東北アジアの非核・平和地帯構想を提唱してきたが、これらを含め、東北アジアの緊張緩和と平和の実現に関係諸国が共同の努力を行うことを期待する。

一、わが党は、今回の国連安全保障理事会の採択を日本政府が積極的に受けとめ、八月下旬に再開が予定されている日朝国交正常化交渉

を「三党共同宣言」の精神に沿って誠実に取り組み、早急に妥結するよう強く要請する。わが党は、日朝国交正常化の実現とともに、

韓国とも均衡のとれた交流を行い、朝鮮半島の緊張緩和と平和統一

のために努力する決意を表明する。

一九九一・八・三〇

老人保健改正法案

に関する共同修正要求

日本社会党・護憲共同

公明党・国民会議

民主社民連合院

われわれは、政府提出の老人保健改正法案が、老人保健医療体制における公的責任の充実において不十分であり、また、高齢者に適正な負担能力を超える過大な負担を強いる内容であるとの共通の認識に基づき、以下の諸点について修正を行うよう政府自民党に要求する。

記

1. 公費負担の拡大について

- (1) 老人医療における公費負担割合を現行の三割から五割に引き上げるための具体的方策と道筋を明確にすること。
- (2) 当面、公費五割負担の対象を「老人保健施設療養費」及び「看護・介護体制の整った特例許可老人病院の入院医療費」以外に少なくとも次の費用についても拡大すること。

① 改正案で新設が予定されている老人訪問看護療養費

② 精神病院に併設を進めていける「老人性痴呆疾患治療病棟」及び

「老人性痴呆疾患療養病棟」に係る老人の医療費

③ 一般病院のうち基準看護承認病院に入院している老人の医療費

2. 一部負担増の軽減について

高齢者の所得水準及び保険外負担を含めた負担の実態等を踏まえ、一部負担の引き上げ幅を大幅に圧縮すること。

3. 一部負担の医療費スライド制の撤回について

一部負担の医療費スライド制については、国民の理解と合意が未成熟であり、また、これまで金額の変更についてはその都度国会で審議決定してきたという経緯等に鑑みこれを撤回すること。

4. 老人訪問看護制度について

老人訪問看護事業における本人の利用料は外来時的一部負担と同水準となるよう配慮すること。

5. 保険外負担の軽減・解消について

保険外負担について金額的に目に見える形で軽減・解消するための効果的かつ具体的な措置をとること。

6. 見直し条項の新設について

公費負担、老人訪問看護事業、老人保健施設等のあり方を中心にして三年後に老人保健法を見直すための条項を新しく設けること。

7. 保健医療福祉マンパワーの確保について

保健医療福祉マンパワーの確保のために人材確保法の制定、診療報酬の改善、職員配置基準の見直し等の具体的な措置を早急にとること。

8. 年金制度における「高齢者障害加算制度」の創設について

高齢で発生した寝たきり、痴呆等の障害高齢者に対応するために、老齢基礎年金需給権者が六五歳以後に寝たきり、痴呆等介護を要する状態になった時に基礎年金に上乗せ支給する「高齢者障害加算制度」を創設すること。

証券取引委員会の大綱について

日本社会党委員長

田辺 誠

えれば、日本版SECを創設することが望ましいと考える。

二、証券取引委員会の性格

証券取引委員会の基本的な性格として、①行政と監視・検査業務等を遮断した、独立した行政委員会とし、②法律違反事件の処理及び措置について準司法的機能を持たせ、③委員会の独立性を高めるために、規則制定権を持つ、強力な委員会としてある。

一、日本の視点

昨今明るみに出たわが国の証券業の分野における不公正な取引慣行、行政官庁と業界との癒着構造によるなれい行政を是正するための政策課題として、①行政主義から法治主義への証券行政の転換、②業界の寡占体制の排除と公正な競争条件の確保、③大蔵省から独立した公正な市場監視機関の整備、この3点にあると考える。こうした是正策を通じて証券行政を護送船団方式の保護・育成型から、法律の厳格な運用により、法違反行為に厳しい制裁を課することで、投資家を保護し、公正かつ健全な資本市場の発展を期す、監視型に改め、証券市場の透明度を高めることが必要である。

とりわけ急がれているのが、資本市場に関する監視機関をどのように形成するのかである。東京証券取引所がニューヨーク証券取引所を抜き世界第一位の取引高となり、大阪証券取引所もロンドン証券取引所を抜くなど、日本における資本市場は、国内的な要因だけでなく、国際的にも注目を集めていた。そうした時期に、今回の証券不祥事が起きたことを考えれば、わが国においても、諸外国と同様の監視機関を設置する必要がある。

現行の証券取引法は、米国証券取引法を参考にして作られており、また戦後の一時期において証券取引委員会を設置されていたことを考

三、その他の課題について

こうした独立した証券取引委員会は、その設立コストがかかりすぎ、それに見合う効果が期待できるのかとの危惧があるが、世界最大となつた日本の資本市場の健全な発展には、当然のコストであり、自ら市場浄化のために準司法的権限を持つ監視機関を早急に作り、国際ルールにあわせなければ、わが国の資本市場は、世界から魅力ある市場とはなりえない。

こうした独立した証券取引委員会は、その設立コストがかかりすぎ、それに見合う効果が期待できるのかとの危惧があるが、世界最大となつた日本の資本市場の健全な発展には、当然のコストであり、自ら市場浄化のために準司法的権限を持つ監視機関を早急に作り、国際ルールにあわせなければ、わが国の資本市場は、世界から魅力ある市場とはなりえない。

証券不祥事の再発防止策として、監視機関の設立問題のほか、証券発行業務と証券売買業務との遮断、いわゆるファイヤーウォール問題、手数料の自由化問題、銀行と証券との相互参入問題、その他の制度・政策課題にたいする検討も避けられない問題である。

しかし、大蔵省が引続きこうした制度・政策課題について取り組むことは、資本市場に対する信頼回復には何ら結び付かず、諸外国からは限りなく不透明にうつるだけである。今後の市場の再建にとっても、監視機関を設立した上で、制度・政策課題を検討すべきである。

一九九一・九・一

証券取引委員会（仮称） の大綱（案）

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。
委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

四、組織

委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

五、委員長及び委員の任命等

(1) 委員長及び委員は、在任中、その意に反して罷免されることはない。

(2)

任期は五年とし、再任されることができる。

(3)

委員長及び委員は、禁治産者など法定の事由に該当する場合を除いて、在任中、その意に反して罷免されることはない。

六、委員長及び委員の職務

(1) 委員長及び委員は、在任中、国若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

(2) 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除き、報酬のある他の職務に従事してはならない。

(3) 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

七、事務局

(1) 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。事務局職員の定数は、約五百名とする。

(2) 違反事件の調査を行わせるため、事務局に審査官を置く。審査官の定員は〇〇〇名とし、検察官、弁護士、公認会計士及び税理士を加えなければならない。

八、調査のための強制処分

委員会は、違反事件について必要な調査をするため、次に掲げる処分をすることができる。

- (1) 裁判所に対する違反行為の差止め請求
- (2) 一般調査活動と国会への年次報告
- (3) 公聴会、研究会等による研究・調査
- (4) 予算策定、人事等一般事務等
- (5) 職權行使の独立性

(6) (1) 文書又は口頭で質問をして回答させること。
(2) 事件関係人に出頭を命じて審尋し、又は意見若しくは報告を徵すこと。

(3) 帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留置すること。

こと。

(4) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り調査すること。

* 正当な理由なくこれらの処分を拒否した者に対する処罰を設ける。

九、規制制定権

委員会は、その内部規律及び事件処理手続きその他必要と認める事項について、規則を定めることができる。

十、必要な事項の公表と国会報告

(1) 委員会は、法律の適正な運用を図るため、必要な事項を一般に公表できる。

(2) 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

十一、違反事件の処理手続き及び措置

(1) 何人も、違反行為があると思料するときは、書面をもって委員会に対し適切な措置をとるべきことを請求できる。委員会は、その結果を措置請求者に対して報告する義務を負う。

(2) 委員会は、(1)の措置請求があつたとき又は違反行為を探知したときは、違反行為の有無を明らかにするため、調査を行う。

(3) 委員会は、違反行為を行った証券会社、証券取引所などには、免許取消し、営業停止などの行政処分を行う。処分内容、理由などは公表する。

(4) 課徴金の賦課

委員会は、違反行為者に対して、意見を述べ、証拠を提出する機会を与えた上で課徴金の納付を命じることができる。課徴金の額は、違反行為による不当利得に相当する額とする。

課徴金納付命令に不服がある者は、委員会に対し、審判手続

の開始を請求できる。この場合には、委員会は、審決をもつて課徴金の納付を命ずる。

委員会の審決に係る訴訟の第一審の裁判権は、高等裁判所に属する。

(5) 委員会は、違反行為をなし、又はなそうとする者があるときは、裁判所に、その行為の禁止又は停止を命ずるよう求めることができる。

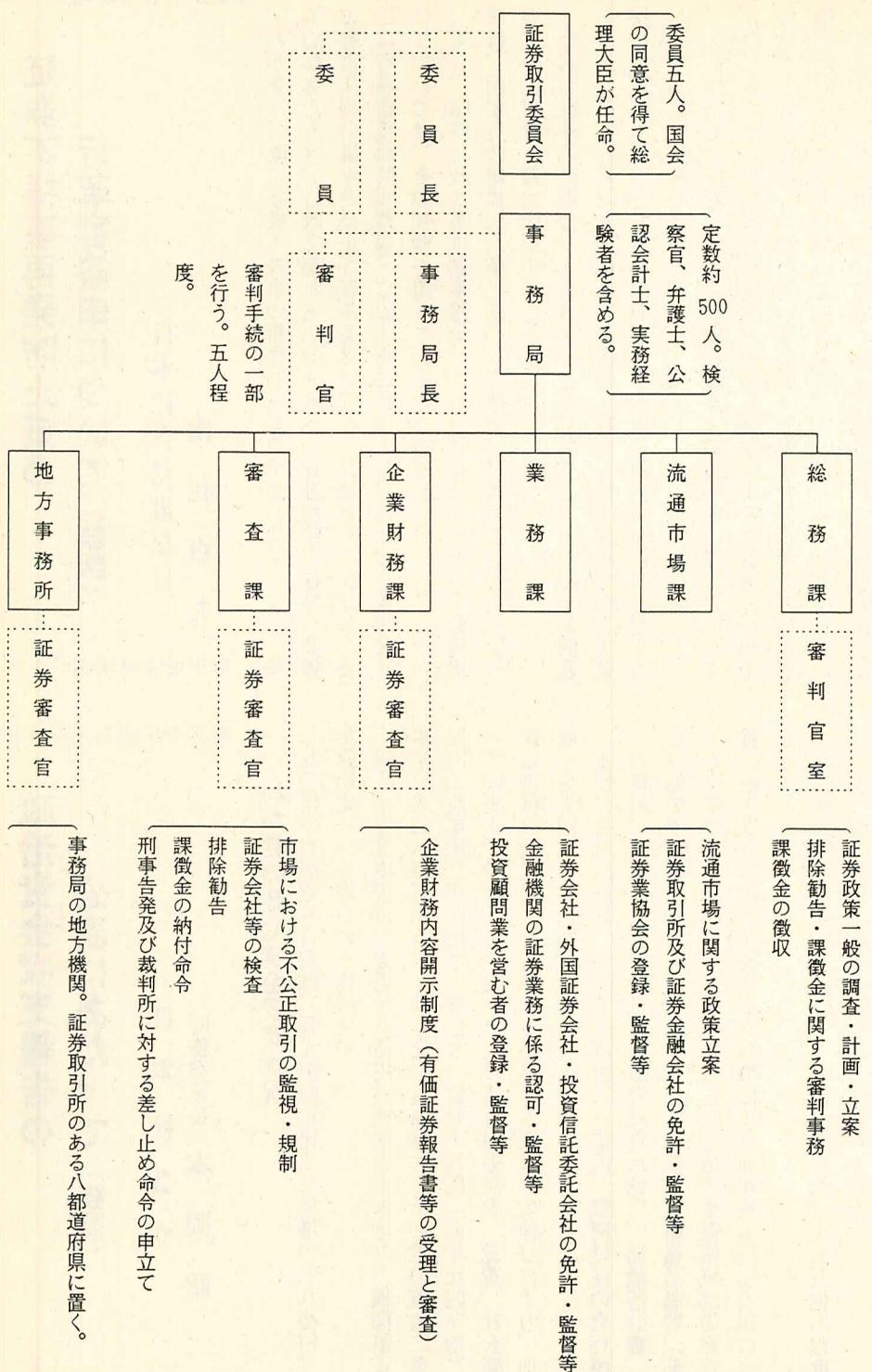
十二、刑事裁判との関係

委員会は、証券取引法等に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

十三、民事訴訟の援助



証券取引委員会の組織と役割



証券不祥事再発防止策の 行革審答申について（談話）

日本社会党書記長

山花貞夫

政治資金収支報告の 公表にあたって（談話）

日本社会党
財務委員長 本岡昭二

一、わが党は、既に証券不祥事の再発防止策を発表しており、その基

本的な考え方は、行政主義から法政主義への証券行政の転換、業界の寡占体制の排除と公正な競争条件の確保、大蔵省から独立した公正な市場監視機関の整備、この三点にあるとし、特に、日本版SECについても、その大綱を出しているところである。

一、本日、臨時行政改革推進審議会が答申をした証券の検査・監視機関は、国家行政組織法八条に基づく大蔵省に付属する委員会であり、委員の任命は大蔵大臣がすることとなっている。

一、今回の証券不祥事は、大蔵省がどこまで関与していたのかが問題となつた。とりわけ、田淵・野村證券元社長が株主総会での「大蔵省も承知のこと」であるとの発言は、大蔵省共犯説を自ら肯定するものであると理解している。

一、したがつて、証券の検査・監視機関を大蔵省の中に置くということとは、今までの行政官長と業界との癒着構造によるなれあい行政を是認するものであり、わが国の証券業の分野における不公正な取引慣行に何らメスが入らないこととなる。

一、そこで、わが党は、先に発表した日本版SECを次期通常国会に、政府案の証券取引法改正案の代案として作業することとした。

一、わが党的の政治資金収支状況

九〇年のわが党的の収支は、収入が前年比二三%増の六八億円、支出が前年比一一%増の六七億円です。

収入の主な内訳は、党費一八億円（前年比七%増）、機関紙誌等の事業収入二八億五千万円（前年比一九%増）、その他の収入二億六千万円（前年比五四%増）、寄付金一億九千万円（前年比四%増）となってます。特に、その他の収入の議員団委託金、党費、社会新報・宣伝資材の販売そして資料頒布会等の事業収入の伸びにより、前年の収入を上回ることになりました。

支出の主な内訳は、寄付・交付金二億円、機関紙誌の発行事業費一六億円、選挙関係費一二億円、経常経費八億円、組織活動費一億円、その他の事業費二億円などです。前年と比較して組織活動費（前年比一五%増）、選挙関係費（前年比一五〇%増）や機関紙誌の発行事業費（前年比七%増）が大幅に支出増により前年を上回る支出になりました。

九〇年には七億五千万円の借入を行いました。うち五億円程度返済し、約二億五千万円を借金することになりました。

総選挙の際「おたかさんカンパ」を呼びかけ、その寄付金を受けた護憲政治連盟より一千五百万円の寄付を受けました。全国からお寄せいただいた方々へ、この場をお借りしてご報告とお礼を申し上げます。

二、企業献金の特徴点（自民党の政治献金要請に応じた）

消費税恩恵企業

二千万円以上の企業献金について業種別にみると、銀行二〇億円、

建設・不動産一億円、電機六億円、自動車四億六千万円、商社・百

貨店四億四千万円になり、この五業種で二千万円以上の企業献金の七

割程になります。また、国民政治協会への企業・団体からの寄付をみ

てみると、銀行一四億円、建設・不動産一六億円、電機一〇億円、製

薬四億五千万円、商社・百貨店六億円、自動車六億円、鉄鋼五億円、

製薬四億五千万円、証券四億円、生命保険三億円、損害保険三億円に

なっており、この一〇業種で国民政治協会への寄付の約九割をしめて

います。特に機械工業（前年比四六%増）、製薬会社（前年比二五%

増）、電機（前年比二〇%増）運輸（前年比二〇%増）からの寄付が

増えていきます。

消費税の導入で恩恵を受けた国民政治協会への寄付をみると、ビル
ル会社は寄付を二〇%程増やし、自動車業界は業界一位のトヨタ自動
車が三〇%寄付を増やし、電機についても一部の家電メーカーが寄付
を減らしているものの家電メーカー全体的に寄付を増やしております。
以上のことからして、消費税の導入で恩恵を受けた企業が自民党の政
治献金の要請に応じたことを裏付けています。

三、企業寄付の問題点

昨年も指摘したことですが、親企業が一〇〇%出資の子会社や関連
会社を使って一つの政治団体に多額の寄付を行うことです。このよう
な方法での寄付は年々増えており、特に電機会社三社がこの方法を用
いて一億円から最高二億三千万円の寄付をしています。その内一社は
昨年も同じ方法で寄付を行っており、子会社一二社のうち一〇社が一
〇〇%の出資会社です。リクルート事件や証券不祥事で明らかになつ

四、わが党の今後の取組み

わが党は先月二一日、今国会に提出する予定の政治改革関連四法案
の要綱をまとめ発表しました。要綱の内容は「①法人または団体が党
費や会費を立て替え納入の禁止、②寄付は個人からとし、企業や団体
からの寄付を禁止、③政治団体や政治家に対する寄付者の公表を年間
三〇万円超の者とする（現行百万円超）、④政治資金の指定団体は一
つに限定し、団体名には政治家の氏名を表示させる、⑤街頭や集会で
の一千円以下寄付は匿名寄付の禁止規定から除外する、⑥政治資
金集めのパーティー収入は寄付とみなす、⑦政治資金の不動産や有価
証券の運用禁止、⑧資産の売買に係る收支の明確化と公開の義務化」
等の政治資金規制法改正要綱案や、「①年間の政党交付金の総額を直
近の国勢調査人口に二五〇円を乗じた額とし、②衆議院か参議院に議
席を有するすべての政党に選挙の得票数に応じて配分する」等の政党
交付金交付法案要綱案、「①議員の事業・収入及び資産の報告と公表、
②政治倫理委員会の設置と違反に係る事案の審査」等の政治倫理法要
綱などで、これらの法改正をめざし粘り強く追求していきます。

すべきだが、市町村が条例によって手数料を徴収できるとする現行法のままである。

政府の廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正案の問題点

日本社会党廃棄物対策特別委員会

1. 製造事業者の責任

政府案は、製造事業者の基本的責務として、国・自治体の施策に協力しなければならないとし、また市町村長は厚生大臣の指定する適正処理困難物の製造事業者に対し協力を求めることができる。さらに厚生大臣から通産大臣や建設大臣に要請することもできるとしている。

しかし、製造事業者の協力を得られないからといって、市町村長や関係大臣はどうすることもできない。また、適正処理困難物以外の問題で協力を要請することが、かえって困難となるおそれがある。製造事業者に対しては、せめて回収・再生利用の努力義務、環境汚染源となる有害物質については回収及び管理保管義務などを確立すべきである。

2. 排出事業者の責任

産業廃棄物は、政府統計でごみの総排出量の八七%を占めており、不法投棄事件の主役にもなっている。ところが政府案によれば、爆発性、毒性、感染性などを特別管理産業廃棄物に限って積荷目録（マニフェスト）制度を導入したにすぎず、不法投棄の九割（重量比）を占める建設廃材には適用されない。また、処理業者による不法投棄事件が発生した場合でも、これに委託した排出事業者は、委託基準を守っている限りは、なんら責任が及ばないという現状を改めていい。さらに、急増している事業系一般廃棄物については、有償原則を明確に

環境汚染の原因となる特定の有害物質については、一般廃棄物、産業廃棄物の別なく最終処分場に持ち込ませず、製造事業者または排出事業者による管理保管システムが必要である。しかし、政策案にはこのような視点がまったくなく、現行の遮断型の最終処分場が未来永劫にわたって安全であるかのような前提に立っている。また、これら事業者が自ら保管できないような場合には、委託先として公害防止事業団を拡充し、活用することによって、公的責任による保管体制を確立すべきである。

4. 官民一体の共同処理システム

政府案は、産業廃棄物及び適正処理困難な一般廃棄物について官民一体の共同処理システムを提起している。第三セクターとして都道府県に一法人という廃棄物処理センターがそれである。しかし、地方自治法二二二条にみると、二分の一以上出資した自治体であつてはじめて第三セクターに対し予算・決算などについて調査し、報告を求めることができるのだから、このセンターに行政責任を持たせるためには、自治体の出資率五一%以上との定めを明確にすべきである。

5. 不法投棄等の原状回復

産業廃棄物の不法投棄または不適切な放置によって、環境汚染のおそれのある地域が多い。その原状回復について、知事が原因を作った者に命令できるようはつきりした規定を設ける必要がある。また、原因者に代って知事が代執行した場合、その費用を原因者ばかりでなく原因者に委託した排出事業者にも求償できるようになるとともに、倒

産等によってその費用を回収できないときは、国が補助できるようにすべきである。ところが政府案には、このような配慮がまったくない。

6. 処理施設の環境管理

政府案は、廃棄物処理施設を知事の許可制とし、最終処分場については災害防止計画の策定を許可要件にしており。しかし、廃棄物処理施設の環境管理を徹底するためには、廃棄物処理施設のすべてにわたって設置者による環境アセスメント実施を義務づけること、最終処分場の閉鎖時に知事が災害防止の措置を命ずることができるようするうこと、国立・国定公園及び自然環境保全地域等においては産業廃棄物の最終処分場などの設置を制限すること、などが必要である。

7. 生活系一般処理の直営努力

政府案は、廃棄物処理（収集、運搬、中間処理、最終処分）に「分別」「再生」といった重大な業務を新たに付け加えた。したがって、収集・運搬に従事する者は、排出する住民に対し、分別排出や再生利用の方法などについて日常不斷に働きかけ、啓蒙努力もしなければならない。しかしこのような努力は、処理業者が委託されて担うのではなく、市町村が自らの責任として直接担うべきである。しかし政府案には、直営努力の方向が明らかではなく、性格が曖昧な廃棄物減量等推進員というボランティアを置くなどとしている。

なお政府案は、リサイクルセンター（リサイクルプラザ）について市町村の必置とすることを見送っている。

8. 国庫補助の拡大

政府案で新たに国庫補助の対象としたのは、廃棄物処理センターが市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理施設を設置する場合だけである。このため、現在予算補助が行われている市町村の一般廃棄物の最

終処分場について法律補助に改めるには至らなかつた。また現行法によれば市町村はいわゆるあわせ産廃その他の産業廃棄物の処理施設を設置できるとされ、また都道府県は産業廃棄物の処理施設を設置することができるとしているのに、そのいずれも国庫補助対象にはなっていないが、これも改正されていない。

一九九一・九・一〇

廃棄物の適正処理等に関する法律案要綱

日本社会党

第一 全部改正の趣旨

経済社会の発展に伴う廃棄物の量の増大及び質の多様化等に対応して生活環境の保全等を図るとともに、資源循環型社会の形成に資するため、廃棄物処理の責任及び費用負担の原則の下、廃棄物の減量及び処理に関する事業者等の責務を明らかにし、有害物質を含有する廃棄物や危険有害廃棄物の適正処理について定め、廃棄物処理業の許可の更新制度及び廃棄物処理施設の設置の許可制度を設け、産業廃棄物についての積荷目録制度を導入し、廃棄物処理センターを指定する制度を新設し、廃棄物の放置等に係る支障除去命令の制度について規定し、罰則を強化する等、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法令の全部を改正し、廃棄物の処理に関する法制を再構築すること。

第一 目的等

一 目的

この法律は、廃棄物の減量及び処理に関する事業者、地方公共

団体等の責務を明らかにし、並びに廃棄物の適正な分別、保管、
収集、運搬、再資源化及び処分、有害物質の貯蔵等の処理を行わ
せ、有害物質を使用する製品に係る廃棄物を回収させること等に
より、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、資源

循環型社会の形成に資することを目的とすること。（第一条関係）

二 廃棄物処理の責任及び費用負担の原則等

1 産業廃棄物の処理は排出事業者が自らの責任において行い、

一般廃棄物の処理は市町村が行うこと。（第三条関係）

2 一般廃棄物の処理費用については、条例で定めるところによ
り、事業系一般廃棄物は排出者負担、生活系一般廃棄物は粗大
ゴミ等を除き市町村負担とすること。

（第五十七条）

第三 事業者の債務等

一 排出事業者は、廃棄物をその資源性に配慮して適正に処理し、

再生利用等により廃棄物を減量する等国及び地方公共団体の施策
に協力しなければならないこと。（第四条関係）

二 製造業者等は、製品が廃棄物となつた場合における適正処理の
困難性について事前評価し、適正処理の容易な製品の開発に努め、
製品の適正処理に関する情報を提供し、及び製品が廃棄物となつ
た場合の回収・再生利用に努めなければならないこと。（第五条
関係）

三 国民は、廃棄物の減量及び処理に関し、廃棄物の排出を抑制し、
再生品の使用に努め、廃棄物を分別排出する等国及び地方公共團
体の施策に協力しなければならないこと。（第六条関係）

四 市町村は、自ら生活系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の事業
を実施することができるような処理体制の整備に努めるとともに、
職員の資質の向上、作業方法の改善等を図らなければならない

こと。（第七条第一項関係）

五 都道府県は、市町村に対し技術的援助を与えるとともに、産業
廃棄物の適正処理について必要な措置を講ずるよう努めなければ
ならないこと。（第七条第二項関係）

六 国は、廃棄物の処理技術の開発を推進し、廃棄物の処分に係る
熱エネルギー等の有効利用を促進し、及び廃棄物総合管理情報シ
ステムを構築しなければならないこと。（第八条関係）

第四 廃棄物処理計画等

一 都道府県知事は、その区域内の産業廃棄物の適正処理を確保す
るため、産業廃棄物の減量及び適正処理、処理施設の整備、再資
源化等に關し、産業廃棄物処理計画を定めなければならないこと。

（第十三条関係）

二 市町村は、その区域内の一般廃棄物の適正処理を図るため、一
般廃棄物の減量及び適正処理、分別収集、再資源化、処理施設の
整備等に關し、一般廃棄物処理計画を定め、処理の事業を行わな
ければならないこと。（第五十条及び第五十一条関係）

第五 特定有害物質

一 水銀、カドミウム、P.C.B.等別表に定める物質で政令で定める
性状のものを特定有害物質とすること。（第二条第四項関係）

二 特定有害物質を含有する産業廃棄物については、埋立処分又は
海洋投入処分を行つてはならないこと。（第十一條関係）

三 事業者は、特定有害物質を含有する産業廃棄物がある事業場ご
とに、特定有害物質管理責任者を置かなければならないこと。
（第十七条関係）

四 事業者は、公害防止事業団に委託する場合を除いて、特定有害
物質の貯蔵を自ら行わなければならないこと。（第十五条第一項
関係）

の無害化、再資源化等の処理を行うことができる。」と。（第二十

四条 第二項 関係

六 特定有害物質使用製品の回収等

- 特定有害物質使用製品の製造業者等は、当該製品に係る一般廃棄物を回収し、又は当該一般廃棄物から当該特定有害物質を除去しなければならないこと。（第五十九条第一項関係）
- 特定有害物質使用製品の製造業者等は、当該製品に係る一般廃棄物の回収又は特定有害物質の除去（以下「製品回収等」という。）を行う旨及びその方法を当該製品に表示しなければならないこと。（第五十九条第二項関係）

- 厚生大臣は、製造業者等に対し、製品回収等又は表示を行うべきことを命ずることができ、これに従わない者についていは、その旨を公表することができる。（第五十九条第三項及び第四項関係）
- 消費者は、排気する旨を連絡する等製造業者等が行う製品回収等に協力しなければならず、また市町村は、集積場所を提供する等の配慮をしなければならないこと。（第六十条及び第六十一条関係）

第六 危険有害廃棄物

- 感染性、爆発性、毒性等により処理作業従事者の安全衛生を損なうおそれのあるものとして政令で定める廃棄物を危険有害廃棄物とすること。（第二条第五項関係）
- 製造業者等は、その構造及び材質からみて危険有害廃棄物となるおそれのあるものとして政令で定める製品の製造等を行うときは、その旨及びその適正な廃棄方法を製品に表示しなければならないこと。（第五十五条第一項関係）
- 厚生大臣は、製造業者等に対し、二の表示を行うべきことを命ずることができ、これに従わない者については、その旨を公表す

ることができる。」（第五十五条第二項及び第三項関係）

四 住民は、危険有害廃棄物である生活系一般廃棄物については、分別する等適正に排出しなければならないこと。（第五十六条第一項関係）

五 事業者は、その事業活動に伴い危険有害廃棄物を排出する場合には、その性状に応じてこん包し、危険有害廃棄物である旨を表示する等所定の措置を講じなければならないこと。（第五十五条第二項及び第五十六条第二項関係）

第七 積荷目録

- 事業者はその産業廃棄物の処理を第三者に委託する場合には、積荷目録を移行しなければならないこと。（第十九条第一項関係）
- 事業者は、委託に係る産業廃棄物の処理の結果を、積荷目録の写しを添付して、三月ごとに、都道府県知事に報告しなければならないこと。（第二十一条第一項）
- 二の報告を受けた知事は、当該報告の内容を、産業廃棄物の最後の段階の処理が行われたと認められる地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないこと。（第二十一条第二項関係）
- 事業者は、委託に係る産業廃棄物の処理が適正に行われなかつたおそれがあると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならないこと。（第二十二条第一項）

- 四の報告を受けた知事は、当該報告の内容を関係都道府県知事に通知しなければならないこと。（第二十二条第二項関係）

第八 廃棄物処理業

- 産業廃棄物処理業は都道府県知事の許可制とし、一般廃棄物処理業は市町村長の許可制とし、この法律違反により処罰されて五年を経過しない等の場合は、許可をしてはならないこと。（第二十六条、第二十八条、第六十二条及び第六十三条関係）
- 許可の有効期間は、廃棄物の収集業又は運搬業については三年、

廃棄物の処分業については五年とすること。 (第二十条及び第六十八条第一項関係)

第九 廃棄物処理施設

一 設置の許可

1 廃棄物処理施設の設置は、都道府県知事の許可制とすること。

(第三十七条及び第六十九条関係)

2 許可基準は、一定の能力基準に適合すること、一定の経理的

基礎を有すること及び最終処分場にあってはその設置場所が国立公園等の区域内にないこととする。

(第三十九条第一項及び第七十一条第一項関係)

3 都道府県知事は、許可に際しては、環境アセスメントの結果

を十分配慮しなければならないこと。

(第三十九条第二項及び第七十二条第一項関係)

4 設置者は、施設を一定の基準に従つて維持管理するとともに、技術管理者を置かなければならないこと。

(第四十四条、第四十五条、第七十三条及び第七十六条関係)

5 都道府県知事は、最終処分場について、その設置の許可を取り消し、又はその廃止の届出を受けた場合には、災害防止措置命令を出すことができる。

(第四十八条及び第七十五条関係)

二 市町村等による設置

1 事業団、都道府県又は市町村は、都道府県知事の認可を受け

て、産業廃棄物処理施設（事業団が設置する産業廃棄物処理施設にあっては、その貯蔵に係る特定有害物質を処理するためのものに限る。）を設置することができる。

(第四十九条関係)

2 市町村は、都道府県知事の認可を受けて、一般廃棄物処理施設を設置することができる。

(第七十七条関係)

三 排出事業者は、産業廃棄物処理施設をその事業場内に設置するときは、産業廃棄物処理責任者を置かなければならぬこと。

（第十六条関係）

四 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の最終処分場のある土地についての台帳を作成し、これを保管しなければならないこと。

(第九十五条第一項関係)

第十 廃棄物処理センター

一 厚生大臣は、適正処理が困難な一般廃棄物等の処理の確保に資することを目的として設立された民法法人であつて、その基本財

産の過半を地方公共団体が拠出しているものを、都道府県ごとに一に限り、廃棄物処理センター（以下「センター」という。）と

して指定することができる。

(第七十八条第一項関係)

二 センターは、市町村の委託を受けた適正処理が困難な一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理及びこれらの処理を行うために必要な施設の設置を行うこと。

(第七十九条第一項関係)

三 センターは、基金を設け、製造業者等、排出事業者その他の者から出えんされた金額の合計額をもってこれを充てるものとすること。

(第八十条関係)

四 国は、センターに対し、予算の範囲内で、適正処理が困難な一般廃棄物の処理を行うための一般廃棄物処理施設及び一定の産業廃棄物処理施設の設置に要する費用の一部を補助することができること。

(第八十四条関係)

第十一 リサイクルセンター

市町村は、再生利用が可能な一般廃棄物の回収、不用品の補修及び交換等を住民の理解と協力の下に行うことの目的とする施設として、リサイクルセンターを設置するものとすること。

(第五十八条関係)

第十二条 支障除去命令等

一 都道府県知事は、廃棄物の放置又は放出により生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該支障の原因者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(第九十二条第一項関係)

二 都道府県知事は、一により措置を講すべき者がその措置を講じない等の場合は、自らその措置を講じ、それに要した費用について、原因者及び排出事業者に負担させることができる。

九十三条第一項及び第二項関係)

第十三 国庫補助等

一 国は、市町村に対し、廃棄物に係る一定の処理施設及び再資源化施設、リサイクルセンターの設置費用等について、その一部を補助することができる。(第九十六条第一項関係)

二 国は、都道府県に対し、産業廃棄物に係る一定の処理施設及び再資源化施設の設置費用について、その一部を補助することができる。

(第九十六条第二項関係)

三 廃棄物の放置等に係る支障除去のための措置を都道府県が講じた場合において、その費用を都道府県が負担するときは、国は、当該都道府県に対し、その経費の一部を補助することができる。と。(第九十七条関係)

四 国は、廃棄物の処理施設及び再資源化施設の設置に必要な資金の融資またはそのあっせんに努めるものとすること。(第九十八条関係)

第十四条 廃棄物適正処理指導員

一 廃棄物の適正処理に関する指導及び立入検査の職務を行わせるため、都道府県及び市町村に、廃棄物適正処理指導員を置くこと。(第九十四条関係)

第十五 その他

一 三年以下の懲役・三百万円以下の罰金の法定刑を設ける等罰則を強化すること。(第六章関係)

二 その他所要の規定を整備すること。

第十六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行すること。(附則第一条関係)

二 荷積目録に関する規定は、一定の紙くず等については、当分の間適用しないものとすること。(附則第二条第二項)

第十七 その他の法律改正等

一 公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部改正(附則第十三条関係)

1 公害防止事業団の業務に、特定有害物質を貯蔵し、及びその無害化、再資源化等の処理を行い、並びにこれらの業務を行う

ために必要な施設を設置することを加えること。(第十八条第一項第六号関係)

2 公害防止事業団の主務大臣に、厚生大臣を加えること。(第二十条第一項、第三十四条及び第三十五条関係)

二 事業団の業務の用に供する特定有害物質の貯蔵施設及び処理施設の設置事業を土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の収用適格事業とすること。(附則第十四条中第三条第二十七号の二関係)

三 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の廃棄物処理施設整備事業に公害防止事業団が実施するものを含め、及び廃棄物処理施設整備計画に定める廃棄物処理施設整備事業の期間を、昭和六十五年度までから平成七年度までに延長すること。(附則第十五条中第二条第二項及び第三条関係)

四 净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の浄化槽清掃業の許可に係る欠格事由を拡大すること。(附則第十六条中第三十六条)

五 その他必要な経過措置等所要の規定を置くこと。

一九九一・九・一一

政府のPKO方針に対する見解

国際平和協力問題プロジェクト・チーム

- (1) 昨年の臨時国会の国際平和協力法案審議の際、政府は、「わが国は、平和維持軍については、『武力行使を伴う』ということで、例え、後方支援であっても憲法上参加できない場合が多い」との当然の見解を明らかにしたが、それを根底から覆し、平和維持軍本体、後方支援を区別せず参加できることとしたこと。
- (2) 自衛隊を併用の形で部隊ごとPKOに参加させることとしたこと。
- (3) (1)との関連で平和維持軍への参加を可能にするために「武力行使」と「武器の使用」についての概念を区別し、PKOに参加した自衛隊が部隊として武器の使用ができるとしたこと。
- (4) 平和維持軍に参加した部隊が、参加に当たつての三条件（①紛争当事者間の停戦の合意②紛争当事者が平和維持軍の活動及び当該平和維持軍へのわが国の参加についての同意③当該平和維持軍の中立的立場の厳守）が満たされない現象が生じた場合は、わが国から参

加した部隊は撤収できるとしているが、その判断は誰がするのか不明であること、また、その間の部隊の応戦の可能性はないのかといふこと。

- (5) 「平和維持軍参加の五条件は法制化する」としているが、部隊の撤収、武器使用法等法制化されるという内容自体に問題がある。

- (6) 平和維持軍への派遣についての国会での事前承認をも必要としようとしていること。

以上であるが、これらは、昨年、国連平和協力法案が廃案となり、国民の合意形成の方向である「自衛隊とは別個に非軍事の分野での国際貢献をする」とは逆行する。また、自民、公明、民社の三党合意（別紙参考資料）の「憲法の平和原則の堅持、自衛隊とは別個の組織を作る」との趣旨とも異なり、さらに周辺諸国の懸念をも顧みず「初めに自衛隊派遣ありき」の姿勢を鮮明にしたものであり、憲法の精神にも反し、かつ、「専守防衛」の立場から海外派遣を想定していない自衛隊法にも違反するものであり到底容認できない。

☆参考資料

国際平和協力に関する合意覚書

- 一、憲法の平和原則を堅持し、国連中心主義を貫くものとする。
- 一、今国会の審議の過程で各党が一致したことはわが国の国連に対する協力が資金や物資だけではなく人的な協力も必要であるということである。
- 一、そのため、自衛隊とは別個に、国連の平和維持活動に協力する組織をつくることとする。
- 一、この組織は、国連の平和維持活動に対する協力及び国連決議に関

連して人道的な援助活動に対する協力を行うものとする。

一、また、この組織は、国際緊急援助派遣法の定めるところにより災害救助活動に従事することができるものとする。

一、この合意した原則にもとづき立法作業に着手し早急に成案を得るよう努力すること。

平成二年十一月八日

自由民主
民
社
党
党

一九九一・九・一三

シャドーキャビネット 委員会の発足に当たつて

日本社会党シャドーキャビネット委員会

統括委員長 田辺 誠

一、社会党的政策担当能力と意欲を国民の前で明らかにするため、わが国初の試みであるシャドーキャビネット（影の内閣）の試行機関である「シャドーキャビネット委員会」が本日発足した。

党は、ことしの一月大会で規約を改正し、政務と党務の分離構想の一環として影の内閣をめざす議会委員会を組織することとし、先の臨時大会で決定した「党改革の基本方向」では、現行党規約を基本とする段階、規約改正を含むさらなる発展の段階、政治勢力の連合による影の内閣の段階、という三つの段階を展望して具体化する

こととした。そしてまず政策審議会の主要な分野を念頭に「シャドーキャビネット委員会」を設置し、それぞれの分野について責任者、副責任者を中心に有識者・専門家の協力のもとに政策の研究・立案をすすめる——としたが、この構想がここに実現する運びになつたものである。

一、シャドーキャビネット委員会は、影の内閣をめざしたものである。この委員会は立ち上がりの段階では政策立案・審議機構として発足するが、党はこれを単なる実験に終わらせることがなく、不斷の努力によつて、二大政治勢力の形成による政権交替の準備作業につなげ、現政権に对抗する国民連合の内閣に発展させていく方針である。すなわち、党がめざすシャドーキャビネットの目的は、議会制民主主義の本義に立ち、自民党的政治権力に対抗していくつでも政権交替可能な野党的態勢を確立することである。そのためにシャドーキャビネットは、自民党政府の施策に対し、時機を逸せず責任ある対案を示して国民の選択に供することを任務としなければならない。その対案を策定するに当たっては、当然、影の内閣に参加が期待されるすべての政治勢力の意向にも十分に配慮する必要がある。

委員会はこのような目的を指向するものとして設置され、当面、七大分野、一九の担当でスタートさせ、影の内閣に当たる一〇人を含めて三三人の構成で出発する。配置される委員は、影の内閣たりうるべテランの議員と将来を担う多くの若手議員の第一陣であり、今後、双方とも英國労働党などに質量とも拡充していく。

三、委員会の具体的任務は、委員会で議論しながら進めることとなるが、政府閣議の動きに対応した機敏な判断、対抗作業の指示、重要政策への対応、国際環境と内外経済の実態を踏まえた政策路線の策定、などが挙げられる。また、「一日内閣」（仮称）「国民議会」（仮称）を開催する。

四、私は、シャドーキャビネット委員会の発足に際し、この委員会が

取り組むべき政策の理念とテーマについて、つぎのような見解を提示しておきたい。

政策の basic 理念は、一言でいえば「人間をたいせつにする公正な政治」をめざすということである。

すなわち、わが日本はこれまでの成長社会から成熟社会への軟着陸を必要としており、そのなかで生産者優位の価値観から生活者本位の価値観に転換しなければならない時につく。生活の質が問題になり、「ゆとり」と「うるおい」のある暮らしへの希求が高まっている。モノとカネだけでなく、心がだいじとされ、人間存在の根源的意味があらためて問われている。また、企業をはじめさまざまな集団の内部規範（集団内だけの価格基準）を突き抜けた社会的なモラルとルールに目が注がれ、公正の実現が時代のキーワードとなるにいたっている。

日本社会の今日的課題の多くが地球社会の視野から捉えなおされているが、そこでの基本テーマは人間の復権であり、人間と自然の共生である。冷戦時代の終焉を経てなおも激動しつつある国際構造のなかから、人類は「新たな時代の新たな秩序」の形成に挑んでいく。その軸心もまた、国際的公正を体現する人間主義の貫徹でなければならぬ。

私はそのような理念を踏まえ、「世界のなかの日本」の場から二十一世紀への扉を開くために、シャドーキャビネットが特に重点とすべきテーマは次の四つであると考える。

軍縮と国際貢献（平和憲法をもつ、経済力のある日本の役割）
人間尊重（あらゆる人間集団、国家の侵すことのできない
公準）

（新たな成長の条件——環境と経済の両立）

（より豊かで人間的な生活）

五、国民の皆さん、社会党にご協力頂いてきた学者、研究者の皆さん、

民主団体、市民団体、労働団体の皆さん、そして政府行政機構を担う公務員の皆さん、私たちは、野党が政権担当能力を持ってこそ健全な議会制民主主義が発展し、その能力はこうした意欲ある試みの積み重ねのなかで培われることについて理解を得られるよう努力を重ねたい。同時に、現実政治への機敏な対応を通じて政策の豊富化に努め、市民にその情報を提供し、生活者の政治をめざしていく決意である。

一九九一・九・一三

シャドーキャビネット委員会の 当面の活動と運営等について

1. 運営について

- (1) 定例会議（全体会議）は、毎週火曜日午後四時とし、必要に応じて臨時会議（委員長会議）を開催する。
- (2) シャドーキャビネット委員会の会議室会議は、参議院本館第三〇控室とする。
- (3) 会議は公務欠席以外は義務出席とし、代理出席は認めない。傍聴は不可。
- (4) 会議は総括委員長が主催し、委員長が代理することができることとする。会議の議題及び決定事項等の整理・徹底等は事務局長が行う。
- (5) その他必要なことは委員会で協議する。

2. 当面の活動について

- (1) 政府閣議の動きに対応した適時のコメント、対抗作業の指示等
- (2) 重要政策への対応

(3) 國際環境と内外経済の実態を踏まえた政策調査

① 新しい世界と日本の進路

② 生活者経済の設計図

③ 平成四年度予算編成に対する具体的方針と重点施策

④ 「一日内閣」(仮称)「国民会議」(仮称)の開催

⑤ その他(各種集会等への派遣、英國の影の内閣の研究、その他)

3. アドバイザーチーム

シャドーキャビネット委員会にアドバイザーチームを設置する。アドバイザーは社会党に協力・支援する学者・研究者・文化人、労働界等で構成する。また、党外の研究者等にスタッフとして協力を求める。

4. シャドーキャビネット委員会の財政

シャドーキャビネット委員会の活動をすすめるため、当面の財源について労働団体からの出捐を求めるとともに、将来的には影の内閣を展望し、基金の設立をめざす。

5. 委員会と政策審議機関・機能の整合・調整

シャドーキャビネット委員会と政策審議会各機関・機能の整合・調整を図る。

シャドーキャビネット委員会 席次

日野 上原 島崎 武藤 田辺 伊藤 久保 川俣 五十嵐 早川

梶原
温井
秋葉
山中
堂本
竹村
谷畑
沢藤
肥田
堀込
元信

松前
細谷
前畠
中澤
外口
堀
竹村
五島
西岡
岩田
田中

シャドーキャビネット委員会 一覧

総括委員長	田辺 誠	(衆) 69歳	群馬 1	当選10回
委員長	伊藤 茂	(衆) 63歳	神奈川 1	当選 6回
事務局長	早川 勝	(衆) 50歳	愛知 5	当選 2回
事務局次長	松前 仰	(衆) 56歳	静岡 1	当選 3回
	梶原 敬義	(参) 54歳	大分	当選 2回
	温井 寛	(非) 56歳	政策担当中執	
財政委員長	久保 亘	(参) 62歳	鹿児島	当選 3回
財政・金融担当副委員長	細谷 治通	(衆) 52歳	福岡 3	当選 1回
税制担当副委員長	前畠 幸子	(参) 54歳	愛知	当選 1回
地方財政担当副委員長	中沢 健次	(衆) 57歳	北海道 4	当選 2回
外交・防衛委員長	上原 康助	(衆) 59歳	沖縄	当選 8回
外交担当副委員長	秋葉 忠利	(衆) 48歳	広島 1	当選 1回
安保・軍縮担当副委員長	山中 邦紀	(衆) 58歳	岩手 1	当選 1回
対外協力担当副委員長	堂本 晓子	(参) 59歳	比例	当選 1回
総合福祉委員長	川俣 健二郎	(衆) 65歳	秋田 2	当選 8回
社会保障担当副委員長	外口 玉子	(衆) 53歳	東京 4	当選 1回
福祉担当副委員長	堀 利和	(参) 41歳	比例 1	当選 1回
女性・人権担当副委員長	竹村 泰子	(参) 57歳	北海道	当選 1回
労働担当副委員長	五島 正規	(衆) 52歳	高知	当選 1回
経済委員長	武藤 山治	(衆) 66歳	栃木 2	当選10回
産業担当副委員長	竹村 幸雄	(衆) 61歳	京都 1	当選 2回
物価・生活担当副委員長	谷畑 孝	(衆) 44歳	大阪	当選 1回
文化教育委員長	嶋崎 讓	(衆) 66歳	石川 1	当選 7回
教育・子ども担当副委員長	沢藤 礼次郎	(衆) 62歳	岩手 2	当選 2回
文化担当副委員長	肥田 美代子	(衆) 50歳	比例	当選 1回
自治・環境委員長	五十嵐 広三	(衆) 66歳	北海道 2	当選 4回
国土・環境担当副委員長	西岡 瑞穂子	(参) 57歳	高知	当選 1回
自治担当副委員長	岩田 順介	(衆) 54歳	福岡 2	当選 1回
通信運輸社会資本担当副委員長	田中 昭一	(衆) 58歳	熊本 1	当選 1回
農業委員長	日野 市朗	(衆) 57歳	宮城 2	当選 5回
農林担当副委員長	堀込 征雄	(衆) 49歳	長野 2	当選 1回
水産担当副委員長	元信 堯	(衆) 47歳	静岡 3	当選 2回

「今日の焦点

証券・金融不祥事の現段階

志賀

(政策審議会事務局) 敬

つい先頃まで日本中が、ペーパー・マネーの株券が乱舞する饗宴に酔いしれていた。株や土地の価格は驚くほどの値上がりを続け、ゴルフ会員権は狂ったように高騰し、はては絵画ブームであった。ところが今やどうだろう、状況は一変してしまった。当然のこととは言え、その饗宴がバブルの中で演じられて、異様な儂い世界であつたことがはしかも露呈したのである。

この間の証券会社や銀行をめぐる数百億、数千億円にものぼる不正常な資金の流れが毎日のように明らかにされてきたが、殆んどの人は想像を絶するその金額の多さに驚き、不正が常態化していたことに啞然とした。ロッキード事件や、先のリクルート事件でもせいぜい億単位であった。動いた金額の大きさに比し、今のところ政界への波及があまりないこともあって、事件としてはリクルート事件

などよりは表面的には深刻な様相をていしていながら、その金額の大きさは今回の不祥事が経済の基本構造に根ざしていることを物語っている。経済活動の中核であり、しばしばバブルの両輪などとも形容される銀行と証券が主役を演じており、それもトップ企業が深く関与していたのである。

ところで、このような構造的な問題を精確に解明するには、徹底的に分析することが不可欠であるが、本拙論ではその手始めとして今回の事件・不祥事の概要と国会での論議などを簡単に概観し、今後の展望を含め私見を若干述べるとどまらざるを得ない。

◇銀行をめぐる事件の概要◇

(イトマン・住友銀行事件)

住友銀行が深く関与したイトマン事件が、現在大きな社会的問題となつてゐる金融事件の皮切りと言える。イトマン事件の端緒は昨

年、今回の証券・金融不祥事の多くに直接、間接的に何らかの関係をもつてゐる小谷被告（仕手筋である光進代表）が巻き起こした国際航業の乗っ取り、藤田觀光株の買占め事件

（証券取引法違反・株価操作）に関わって、元支店長が融資の仲介をし、さらにその他の仕手集団に対しても迂回融資などを行って逮捕されたことから、住友銀行の天皇といわれた当時の磯田会長が引責辞任したことであつた。これを突破口とするかのように、バブル経済の中で磯田氏主導の住友銀行が積極的な経営展開を継続し、トップ銀行にのし上がる過程で手を染めてきたことがバブルの破裂によって表に出され、それに結末をつけた動きが本格化した。その中心が磯田氏が送り込んだ河村前イトマン社長の下で、数千億、一兆数千億円ともいわれる不可解な資金の流れの源をつくつたイトマン問題だったのである。

住友銀行は今年四月、イトマンを食い物にして数百億円、千億円単位の資金を、土地、株などの取引に流用していた許永中、伊藤寿永光などを告発した。結局、許、伊藤両氏はもとより、河村前社長も自社株購入などの容疑によつて逮捕された。イトマン事件は現在、司直の手で解明が進んでいる。

許氏や伊藤氏の背後には広域暴力団の存在がしばしば噂されるが、これは証券・金融不祥事のほとんどに共通することである。いわゆる地上げや債権取立て、あるいは総会屋といった形で企業が暴力団と接触を持つ機会が増えただけでなく、暴力団自身がバブル経済の中で巨額の資金を保有するようになり、その資金を株や土地の投機的取引に運用する過程で、銀行や証券会社と接触するようになつたのである。さらには事実上の企業乗っ取りを行い、いわゆる暴力団の企業舎弟といわれるような者達が、ダミー会社などを使い、そこにその支配下に収めた企業からほとんど担保も設定せずに巨額の融資を行わせたり、不可解な絵画取引に介在させたりして株式、土地などに対する投機資金を調達するようになつたのである。その象徴的な事件がイトマン事件である。

(富士銀行等の架空預金証書事件)

次に出てきたのが富士銀行、東海銀行、協和埼玉銀行の架空預金証書等を使った不正融資事件である。このカラクリ自体は非常に單純である。銀行の課長や支店長代理など管理立場にある銀行員が、融資相手先や金融ブローカーなどと共謀して、その銀行支店の架空預金証書、質権設定承諾書を偽造し、それをノンバンクに担保として持ち込んで、時には百億円単位の融資を行わせたのである。バ

ブルが膨らむ中で銀行支店の貸出し、預金獲得の実績を上げるため活用された、関連ノンバンクと銀行の協力預金の関係を悪用したと言われている。

しかし如何にしばしば行われていた協力預金の手法を逆手にとったものとはいえ、富士銀行の赤坂支店の場合、八七年から四年間にわたり、架空預金証書等を使ってノンバンクから引き出した融資額は、累積総額で七千億円にものぼっており、それにもかかわらず、経営責任者が分からなかつたというのは全く異常としか言いようがない。架空預金証書等の管理責任者自らが行つたためチェックできなかつた、などというのはただの言い訳にしか過ぎないのか、それとも事実を意図的に隠蔽しているのであろうか。それでなければバブル経済の中で、銀行員などの意識も完全に麻痺していたとしか考えようがない。

銀行から告発された関係者は逮捕され、事件は司直の手に移っている。東海銀行の場合は、支店長代理と金融ブローカーが共謀した組織的不正であることが明らかになつていてが、それと富士銀行の架空預金証書事件も何らかの関係があることが噂にのぼっている。

◇損失補填問題の概要◇

証券会社による損失補填の問題が明らかになつた直接の契機は、税務当局の調査であつた。損失補填に関する経費は、自己否認して

(東洋信用金庫の偽造定期預金証書事件)

銀行不正の締めくくりともいうべきことで露呈したのが東洋信用金庫の定期預金証書の偽造と、それを実行した料理屋の女将に対する定期預金証書を担保とした三千億円を超える融資は、前述の架空預金証書事件と似たり寄つたりのことである。東西で同じようなことが行われていたわけで、それをつなぐ存在について指摘されるのも頷けることである。

それよりも不可解なのは、この女将が時価数千億円もの株式投資を行い、千億円単位で興銀のワリコーを購入していたというのであるが、その資金源も説明せずに、産業金融を

主体とした長期信用銀行である興銀が巨額の融資を行つていたという事実である。結局、興銀は東洋信金の架空預金証書を掴まされることになるが、それも当然の帰結と思われる。この人物をめぐる不正融資には富士銀行などの銀行や多数のノンバンクなどが関係しているが興銀の動向は突出していた。この女性は逮捕され事件は司直の手に移つたが、その真相は未だに藪の中である。そしてここにも暴力団の影がうごめいている。

なお、富士銀行の赤坂支店に関わって、不正融資というのではないが、橋本蔵相の元秘書が融資先を紹介していた事実が明らかになつた。損失補填に関する経費は、自己否認して

使途不明金として課税の対象となっていたが、それ以外にも同様の経費が課税対象から除外されていたことがマスコミにリークされ、巨額の損失補填の存在が一挙に表面化したのである。問題が大きくなつたために大蔵省の指導を受け、四大証券、準大手・中堅、中小の一部証券会社は八月までに、関心を呼んでいた補填先のリストを証券業協会に提出し、同協会から自主的に公表された。これは、八七年一〇月の「ブラックマンデー」と呼ばれる国際的な株価暴落時期（日本は一時的に暴落したものすぐに回復）から九〇年三月期までの損失補填の自主報告であつたが、それによれば四大証券で一二〇億円を超える総額で七二〇億円を上回っている。しかしこれと損失補填の一部にすぎないことが明らかになっている。大蔵省は年報などで、それよりかなり以前からしばしば損失補填の事例を目にしていてそれを明らかにしており、また現在進行中の定期検査、特別検査で九〇年四月以降も疑わしい事例がみつかっていることを表明している。

以前から証券取引に関わって損失補填が行われていたにしても、今回のように大問題となるなかつたのは、株価が大暴落することもなく傾向的に上がり続けていたため、大きな額にならなかつたためである。今回の場合は、ブラックマンデーの影響はあつたものの、八

五年後半から四年間にもわたる凄まじいほど株価高騰の持続後、九〇年年初以来の株価暴落、低迷と今までにない激変の中で、巨額の損失補填が行われ、大問題となざるをえなかつた。この間の株価急騰の中で最盛期には五〇兆円を超える特定金銭信託、ファンドトラストが設定され、それが株価を押し上げる主役を演じてきたのであるが、株価暴落によって真先に被害を蒙つたのもこうした資金運用だったのである。証券会社にしてみれば大きな収入源である大企業の証券発行に際して引受けの主幹事を維持・獲得し、手数料収入を確保するため、大口顧客に損失を蒙らせることは極力回避せざるをえず、主に有価証券の売買、新発債の割当などの取引で優遇することによって、いわゆる営業特金での損失の穴埋めや利回り保証に近いことを行つてた。

大蔵省は八九年一二月の大和証券の損失補填が明らかになった段階で、九〇年三月期に四大証券から自主報告を求め、現在公表されたもののほとんどを把握していたし、それ以前から証券会社の実態については多くを知つていたにもかかわらず、自らがその実態を公表し、対策を講ずることには消極的であった。そんなこともあって、大蔵省の行政のあり方、大蔵省と証券業者との懸念に批判の目が向けられることになった。法令で禁止されている損失保証はもとより損失補填などは、それが常態化することは証券取引が円滑に行われる上で障害であることは明らかであり、銀行をめぐる事件の場合とは異なり、制度上の問題として大きく取り上げられることになったのは当然の成り行きである。

◇証券会社と暴力団との関係をめぐつて
損失補填問題は基本的には証券取引のルールに関わる問題であつて、これだけで野村証券や日興証券の会長や社長が辞任に追い込まれたのではなかつた。損失補填を行つた他の証券会社の処分はせいぜい会社幹部の減給や一部営業停止にとどまつてた。損失補填問題以上に社会的非難が厳しかつたのは、暴力団関係者への資金提供の事実だったのである。野村、日興の首脳は、八六年から広域暴力団の前会長との取引を実施していたことは認められたものの、暴力団関係者とは最近まで気付かなかつたとしている。しかしほとんど無価値と検察当局に断定されたゴルフ会員権の「会員資格保証金預かり証」を、それぞれ系列のノンバンクに二〇億円購入させたり（後に「申出があればゴルフ場側が預かり証を貰い戻す」という内容の確認書を交わしたとされる。）、加えて系列の金融会社に合わせて三六二億円の融資を行つたことは不可解なことといわざるをえない。さらには野村の場合、東急電鉄株売買を仲介し、それに関係して株

価操作の疑惑さえもたれるに至っている。その他、仕手集団や暴力関係者が関わった本州製紙株の株価操作疑惑が浮上してきた。

◇真相究明、再発防止をめぐる国会論議◇

(損失補填問題)

- ① 「補填先リストについて、中小証券の一部を除き報告を受けたものは公表されたもので全て。大蔵省としては四大証券について現在（七月一八日に開始）特別検査を実施している。九〇年三月期以降もその過程で疑わしいものが出てきている。特別検査で明らかになれば自主公表を強く求める」。証人喚問で野村など各証券会社は「八七年九月以前にも補填と考えられるものがあった。九〇年三月以降については特別検査で指摘されている」とのこと。
- ② 「大手・準大手一七社の補填額一七二〇億円のうち、八二八億円が補填禁止通達後の九〇年一月～三月に補填。大手四社の八九年度損失補填額七九五億円のうち、八六・三%にあたる六八六億円が九〇年一～三月に集中」。九一年三月末で一八〇〇〇件程度の営業特金が残存している。
- ③ 八九年一二月の損失補填禁止と営業特金の整理に関する通達に反して補填が行われたことについては、大蔵省はその事実を認めている。証人喚問において各証券会社は、株価暴落のなかで営業特金廃止を優先させ、通達

違反を自覚しつつ行つたことを明らかにした。また、大蔵省は損失補填を八三年の検査で確証し、八四年度版証券局年報に明記していた。八九年の大和では社内処分を指導し、禁止通達を出したが、それ以前に証券検査で自主報告のかなりの補填を把握していたのである。

④ 「損失補填について法律上は禁止規定はないが、あつてはならないこと。大口、特定顧客だけの補填はたしかに不公正だが、投資判断に込み・錯誤をもたらす勧誘、不正行為とは断定できず、証取法第五八条違反とは断定できない。また、証取法第五〇条の利益を約して勧誘する行為と言い切ることも難しい。

と

握ることは不適当。全体としてみれば損失補填の一環であり、一定の利益を約した勧誘とすることはできないが、事前の損失保証、利回り保証の印象を与えたケースがある。特別検査を実施している」とした。損失補填の発生状況に関する資料では、顧客の損失以上に利益供与した例があり、また損失が出ていないのに利益供与した例（六一七件のうち五九件）が明らかになった。

⑤ 補填の手口について——国債の相対取引、ワラント債の売買など証券の価格差を利用したもの（金額シェアで六一・二%）、売り買い建てなどによる自己売買の利益移転（二三

・四%）、大阪・名古屋証券取引所との価格差を利用するなどクロス取引（九・五%）、新発債の割当（一・四%）、現金支払（三・四%）。

⑥ 「特別背任など商法違反については、立証が難しい。損失補填行為は、独占禁止法の不当な利益による顧客誘導に該当する余地は十分にあるが、監督官庁である大蔵省が規制する方が効果的であり、大蔵省の特別検査の結果や行政措置を見極めた上で判断するのが適当である」と公正取引委員長は答弁している。

⑦ 年金福祉事業団の補填については、大蔵省と厚生省の答弁が食い違いを見せたが、厚生省が補填を強要したこともないし、補填を受けていた認識はないが、債券取引等によって利益供与がなされたこと、そして損失補填と報告されたことは事実とし、大蔵省の見解を否定するわけではないとした。また、年金福祉事業団の資金運用について、大きな取引を短期的に、集中してやるのは今後自粛すること。公立学校共済の補填については、大蔵省通達に基づき通達を出し適切に対処とのこと。また、営業特金が九九四億円残っている。また、営業特金が九九四億円残っているといふことである。

⑧ 補填で得た利益の社会還元については、企業はいろいろな方法で社会還元できるので、

企業自身でも判断するだらうが、今後については証取法の改正によって悪質なものは処罰し、不正利益の没収も検討すること。

⑨ 「投資顧問会社については、顧問付でも親証券が補填していた例があつたため、有価証券登記について親会社以外の取引を増やす、親会社の出資比率を下げるなどの改善策を検討する」。

(再発防止策)

① 「今国会における証取法改正については、補填禁止を法律上の禁止行為とし、補填を求めた顧客を罰則対象にすることも検討。また、補填を要求するなど悪質な補填については顧客も罰則対象とし、その不正利益は没収・追徴する規定も検討する。顧客に利回りの目標や予想を提示する行為を、業界の自主ルールや法令で禁止する方向」。

② 手数料について、補填の温床との指摘もされ、自由化の検討について言及された（大口取引は自由化、小口は引下げ？）。また公正取引委員会も、「独占禁止法の適用除外として認められているが、公共の政策目的を除き極力自由化すべき」との見解を示した。公社債市場上の引受け・受託手数料が高水準で横並びになっていることについては、「万が一、証券会社などが話し合って決めることがあれば独占禁止法の価格協定にあたる」との見解が示された。

③ 「免許基準を明文化して大蔵省の行政裁量を制限するとともに、彈力的な運用で新規参入を促進する（金融制度改革にも関係）」。

④ 引受け、販売部門の分離までは行政指導できないが、大手のシェアを引き下げるため株式引受け方式を見直し、中小証券会社を含めたシンジケート団方式の導入を検討する」。

⑤ 「新しい監視・検査のあり方については、行革審で審議（三段階の方向）－自主規制の強化大蔵省の外局最終的には独立した第三者機関」。自民党は金融公正取引委員会も検討している。「証券・金融の新しい監視・検査組織の設置論議に伴い、新組織の検査結果を証券・金融行政に適切に反映するため第三者的な助言機関の設立を検討」。

⑥ 「いわゆる天下り規制に関して、大蔵省幹部職員（本省課長相当職以上）については人事院承認の申請を適用せず、例外なく二年間再就職しないように自粛する」。

(東急電鉄株等)

① 特に野村証券に関して、法令等の違反の可能性が指摘されており、大蔵省はその疑いをもって特別検査中（とくに暴力団が買った後に野村の推奨が始まっている点に注目、取引先からも事情聴取）。警察は株価操作等の疑惑告発を受け捜査中。「野村の集中売買、

にできるだけ早く終了させたい」。

② 本州製紙の株価操作疑惑が証人喚問で取り上げられて後、特別委員会でも追及されたが、検査、捜査を行うとのこと。

(金融不祥事の再発防止策)

① 「再発防止の検討機関を全国銀行協会連合会に設置するよう指示。各金融機関に業務運営などのディスクロージャーの推進とマネーロンダリング防止に向けた適切な対応を指導する、銀行通達の簡素・合理化を進め通達を見直し・整理する。ノンバンクの預金担保貸出しの調査を開始するとともに関係省庁とノンバンク問題の検討機関を設置する。大口信用供与の規制を強化し外国銀行の経営チェックなどについて、外国金融当局と連携して国際的な再発防止を目指す」。

② 「ノンバンクについては、ノンバンクの自主的な協力で、一般的な貸付け業務の把握にも努力したい。一斉調査を実施」。

③ 「来年度完成を目指し、銀行経営や金融市场の見通しなどを総合的に監視・分析する新しいシステムを開発する。証券市場の監視・検査体制の見直し如何によつて証券市場についてもチェックできるよう機能を拡充する」。

(その他)

① 「警察庁に暴力団対策部を設置。全銀協、証券業協会などに対し、暴力団との取引排除

石井、旧誠備、横井などの売買が確認されている。補填を含め特別検査は今国会中を念頭

の要請を行つた」。

- ② 「ファンデントラストでは損失補填は見つかっていない」。

◇若干の総括と展望◇

今回の証券・金融不祥事については、とくに証券取引について様々な観点から意見、提案が出されている。証券取引を監視する新機構のあり方や証券業務への新規参入、株式売買委託手数料等の自由化問題について、複雑な利害関係が絡み合つて対立する場面が多い。旧来の利害にしがみつく側と、改革を思考する側とがぶつかり合うのである。しかし、自由化の推進による公正な証券取引の確立、そのための検査・監視体制の強化、ルールの明確化などの基本的な方向性については意見はほとんど一致しているようにも思われる。それは評価してよいとしても、個人的な見解を述べれば、証券取引の公正とは何か、自由化公正なのか、多少疑問に思うところがある。そもそもなぜ今、このような大規模な証券・金融不祥事が続発し、それが公になつているのか。バブル経済の破綻とともに、バブルの中で行われていた不正常な行為が、バブルが弾けると同時に表面化していることは間違いないことにも（バブルで成り上がつたトップ銀行の住友、トップ証券の野村が徹底的に叩かれていた）、もう一度事件の経過を振り返つてみる必要があるようと思われる。

ここではまず気がついた主な点を列挙してみることにしたい。

第一に、銀行の不正融資の金額は、証券会社の損失補填の金額をはるかに上回っているにもかかわらず、証券取引の不健全性が非難的であり、制度改革論議を中心に証券取引の改善問題が焦点となつてゐる。証券取引が証券取引法という立法がなされていることにも示されているように、金融と異なる側面があることは確かなことである。また銀行の関与した不正融資などは、単なるスキヤンダルではなく刑事事件となつてゐるため、かえつて大々的に取り上げられないといふ面もある。しかし今回の不祥事騒ぎで、最終局面を迎つてある金融制度の改革において大手銀行が優位に立つたことは事実であろう。参入の自由化推進はその象徴である。

第二に、これも金融制度の改革と絡むことであるが、金融事件の最後に興銀が徹底的に叩かれたことである。バブルの中で、産業金融中心のはずの長期信用銀行のトップ銀行が、常道にははずれたことをやつてゐた。事実上なくなりつあつた長短分離は、その存在の必要性を最終的に宣告されたといえよう。

第三に、日本型金融資本の特殊性がことさら強調され、それが後進性の証、諸悪の根源とまでされそうな雰囲気であるが、バブル経済が日本経済の強さの結果でもあり、要因で

もあつたことを無視したような議論が目に付くことである。八五年のプラザ合意以後も日本

の貿易収支黒字は突出的に拡大する一方で、日本経済の異常な強さが摩擦の原因となつてゐた。バブル経済と言われるような状況は、そのプラザ合意を前後して本格的に開始したと見られる。そして所得格差、資產格差が拡大する一方、一部では豊かな生活が取り沙汰されていた事実を忘れてはならない。バブル経済が何であったのか認識せずに、そしてその最中には浮かれていたながら、その破綻をもつてそれを批判すれば済むということではないのではないか。

金融の自由化、自己責任の原則に基づいた自由競争の推進、公正な市場経済の確立といつたことで、証券市場の改革方向が追及されるうことにならうが、そこでド拉斯ティックな金融再編が進むであろう。そしてよくいわれるように金融取引等の証券化が進展する過程で、社会関係の擬制化が拡大しよう。公正といふ言葉が人間社会の理念を示す概念であるならば、理念が擬制としてしか現実化しない社会では、公正をどのようにして現実化させることができるのだろうか。

一九九一年九月一三日 記
(しが・けい 政策審議会書記)

編集後記

マルクスの資本論は拒絶され、レーニン主義は崩壊した。ソ連の今日的市民革命は、歴史の法則であり、弁証法もある。人類社会は人民大衆に権利を与え、公正な情報を保障すれば民主化は必然であることを実証したといえる。この法則は地球上いかなる国家、民族であっても容赦なく適用されることは避けられない▼誤った既成の権力は、いつしか崩壊するのだが、ソ連の民主革命の最中に、わが国では大蔵省の保護の下に長年月にわたつて進行していた証券・金融スキヤンダルが国会で追及されていた。某官僚は「ソ連共産党の七四年でなく、日本では一二〇年余君臨してきた大蔵官治体制が崩れはじめてきたのは……」と分析しながら筆者に見解を求めた。とにかく連日連夜、ソ連市民革命を新聞、テレビで知らされる国民の多くは、同時に報道される千億単位の証券・金融スキヤンダルについて、これはソ連と同様に大蔵の「権力犯罪」と映り、反大蔵の怒りは国民的な広がりを見せたといえよう。したがって、かつての枢密院といわれた行革審でさえも反大蔵の行政改革へ進行中である▼ソ連の91・8革命の余波を最も強烈に浴びたのはML主義をほぼ

基調として「日本革命」を目指してきた日共はじめ多くの諸潮流であり、政党政派である。日共は「ソ連の大國主義、霸權主義の帰結」と断じて、わが党には余波がないと主張しているが、ソ連共産黨の崩壊は大国・霸權主義のみではなく、自由の抑圧と階級性・暴力性に基本を置いたファシズム的国家主義に最大の要因があつたためで、同党はそこを指摘し、かつ自らも猛省すべきではなかろうか▼最近、残念なことが起き、また起きようとしている。前者は東北、上越両新幹線の東京駅乗り入れである。同駅はこれまでの混雑に新たに数万人が加わり、目下、大混雑は日常化している。政府のいう「東京一極集中は正」など全く関知しない（運輸省）態度といえる。後者は明年度から首相官邸の大改築に着手する（概算要求に初年度六〇億円余計上）ことだ。国会移転の決議をし、さらに国会移転特別委員会設置を決めながら半永久的な官邸大改造工事は、いったい政府は何を考えているのかわからない。血税のムダ使いどころかまさに分裂症と断じざるをえない▼再び証券・金融スキヤンダルだが、暴力団の保護育成は許せない。暴力団の膨張は金持ちと取締り当局のサジ加減で、貧しい市民には被害こそあれ責任はない。「市民総ぐるみで追放を」等は金持ちと当局の責任のがれであり、まやかしである。

(S)

政策資料編集委員会

委員長 早川 勝
編集委員 小野 信一 小林 恒人
外口 玉子

水田 稔 松前

佐藤 三吾 稔山
浜谷 悟 篠崎 年子
温井 寛 川那辺 博

石田 武 佐間田 勝美

浜谷 悟 石田 好数

菅野 久光

兼事務局長 早川 幸彦
会計監査 渡辺 博

佐藤 敬治 菅野 久光

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部

五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は
大和銀行 衆議院支店

普通 2038888

日本社会党政策審議会

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成

発刊にあたつて

このたび発刊されました「日本社会党政策資料集成」は、貴重な参考資料になるものと確信いたしております。本書は結党以来の主要な政策を網羅しており、この一冊でわが国の戦後政治史のポイントが分るだけでなく、連合政権を展望する21世紀への問題提起ともなっております。

本書が広く各界の皆さんに読まれ、資料として、また、座右の書として活用されるように心からお願ひいたします。

日本社会党中央執行委員長 土井たか子

特 色

- 社会党の主要政策を網羅した政策資料集成
- 日本の戦後政治史への貴重な資料集
- 政策形成の実績からみた日本社会党史
- 連合政権を展望する21世紀への問題提起

申し込み方法

電話かハガキで左記へ

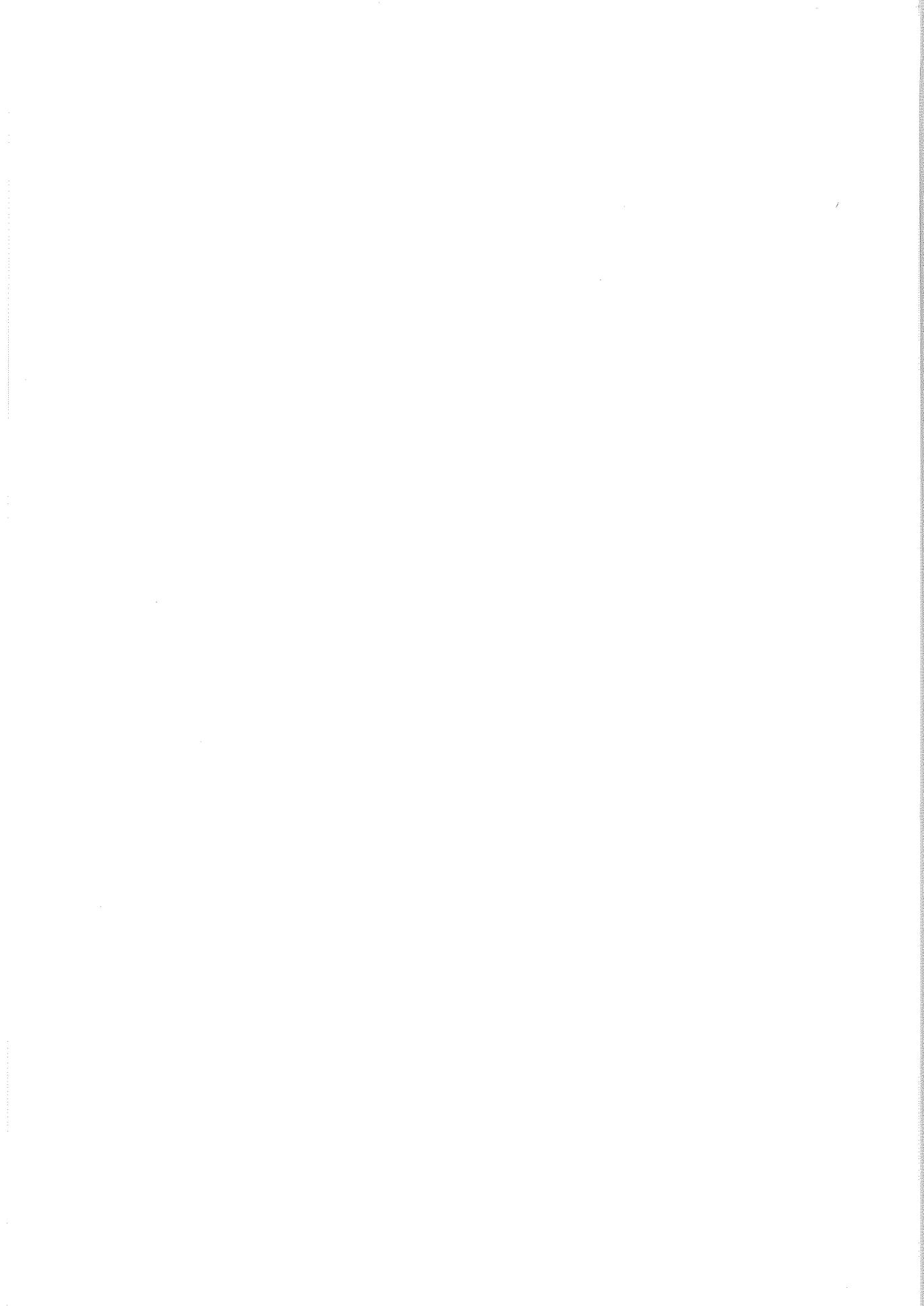
〒100 東京都千代田区永田町一一八一

「社会新報」営業管理部資料集成係

電話〇三一三五九二一七五一五

発行 体裁 定価

日本社会党中央本部機関紙局
B5判上製本化粧函入四〇〇頁
六,〇〇〇円(内税) 送料六〇円



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

October 1991

No. 301

Foreword ; Shinichi ONO, vice-chairman of the Policy Board

Special Issue ; SDPJ's Views concerning the Latest Situation
in USSR

Comment by Chairman TANABE concerning the Occurance of the Coup

Comment by Genesec YAMAHANA concerning the Coup

Chairman TANABE's Statement-Welcome the Recovery of
the Democratic Order in USSR

Comment by Genesec YAMAHANA concerning the Developments in USSR

Comment by Genesec YAMAHANA concerning the Dissolution of the
Communist Party of USSR

Documents :

The Outline of the Bill of the Securities and Exchange

Commission Proposed by SDPJ

The Bill of the Waste Proper Disposal Proposed by SDPJ(Summary)

The Shadow Cabinet Committee

Others

Today's Focus

The Unfair Activities of the Stock and Bond and Bank Businesses

Kei SHIGA , Policy Board

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

政策資料 10月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)